

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 氏名

釜床 信幸

#### (2) 住所

中間市松ヶ岡3番10-303号

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和4年1月20日

### 4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハ及びニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。